

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律の概要

資料2

法律の目的

中小事業主が行う事業に従事する者等の安全及び健康の確保並びに福利厚生等の充実を図るため、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等の防止を図るとともに中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等その他の災害について共済団体による共済制度を確立し、もって中小事業主が行う事業に従事する者等の福祉の増進に資すること。

概要

(1) 中小事業主が行う事業に従事する者等の範囲

中小事業主（個人事業主を除く）に使用される労働者その他の中小事業主が行う事業に従事する者及び中小事業主（法人等の場合は代表者） ※「中小事業主」には「労働者を雇用しないで事業を行うことを常態とするもの」を含む

(2) 共済団体が行う事業 …… ①を行う一般社団法人又は一般財団法人が認可を受けて②を行うことができる

①労働災害等防止事業（中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等の防止を図る事業）

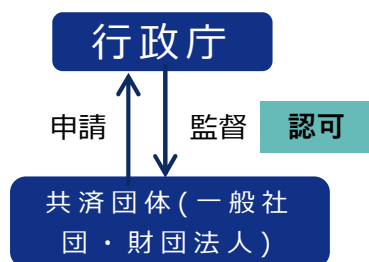
②共済事業（中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等その他の災害に関する共済事業）

共済契約者が中小事業主、共済金の額が省令で定める額を超えず、共済期間が1年を超えないもの

③これらに附帯する事業

〈認可審査基準〉

- ① 一般社団・財団法人であって一定の欠格事由に該当しないこと
- ② 共済事業を的確に遂行するために必要な**財産的基礎、人的構成を有すること**
- ③ 一定の基準を満たす**労働災害防止事業**を行うこと
- ④ 他に行う事業が共済事業に支障を及ぼすおそれがないこと
- ⑤ **共済規程**の記載事項が一定の**基準に適合**すること
- ⑥ 社員等の関係者や営利事業を営む者等に対し、特別の利益を与えるものでないこと
- ⑦ 役員報酬等について支給基準を定め、公表していること
- ⑧ その他政省令で定める基準を満たすこと



(3) 銀行等は、一定の要件を満たせば、共済契約の募集（窓口販売等）を行うことができるものとする。

(4) 行政庁は、認可の審査、業務報告書の内容を確認するほか、共済団体の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、報告又は資料の提出、立入検査、業務の停止等を行うことができる。

施行期日：公布日（令和3年6月18日）から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日